



第70回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所 東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会
建築会館ホール

書面・インターネットによる議決権行使期限
6月28日（水曜日）午後5時30分まで

お土産のご用意はございません



決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

味ひとすじ



お客さまに思いを馳せ、私達にできることを考え抜く。
その志なくして「味ひとすじ」はあり得ません。

「味ひとすじ」とは

1. 今までにない
2. お客さまに「なるほどおいしい」と感じてもらえる
3. 他社にマネが出来ない

そういう商品を出し続けるという「決意」なのです。

※筆文字「味ひとすじ」は創業者 永谷 嘉男の筆によるものです。

◆ 株主の皆様へ



取締役社長

永谷 泰次郎

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第70回定時株主総会を開催いたしたく、ここに招集ご通知をお届けいたします。

2023年、当社は、創立70周年を迎えました。これもひとえに、当社グループを支えてくださった株主の皆様のご支援があったからこそと、深く感謝を申し上げます。

当社グループは、「企業戦略の充実」及び「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として取り組んでまいりました。

不安定な国際情勢、原材料価格の高騰等により厳しい経営環境が続いておりますが、持続可能な変化対応型の生産体制構築等を目指すことにより、食品メーカーの使命として社会的責任を果たすべく、安定した商品の開発・生産・供給に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月



◆ 当期の業績

売上高

110,449百万円
(前年度比 15.8%増)

営業利益

5,298百万円
(前年度比 9.9%増)

親会社株主に
帰属する当期純利益

3,114百万円
(前年度比 9.5%減)

1株当たり当期純利益

177円37銭

自己資本当期純利益率 (ROE)

8.7%

自己資本比率

38.9%



業績に関するIR情報は当社ウェブサイトよりご覧ください。

永谷園 財務・業績データ

検索

目次

■ 第70回 定時株主総会招集ご通知	P. 5
■ 議決権行使についてのご案内	P. 7
■ 株主総会参考書類（第1号～第6号議案）	P. 9
■ 事業報告	P.3 7
■ 連結計算書類・計算書類	P.5 7
■ 監査報告	P.6 1
■ 株主メモ	P.6 6
■ トピックス・新商品情報	P.6 7

株主各位

証券コード 2899
(発送日) 2023年6月13日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

東京都港区西新橋二丁目36番1号
株式会社永谷園ホールディングス
取締役社長 永谷 泰次郎

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/stock_meeting.html

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2899/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「永谷園ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2899」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使**していただきますようお願い申し上げます。

敬具

1 日 時 2023年6月29日（木曜日） 午前10時（受付開始午前9時）

2 場 所 東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会 建築会館ホール

3 目的事項

報告事項

1. 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 取締役8名選任の件
 第3号議案 監査役4名選任の件
 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、上記各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ④計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

下段の案内に従って、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

イメージ

見本

ログイン用QRコード

ログインID: XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード: XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号・第4号・第5号・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

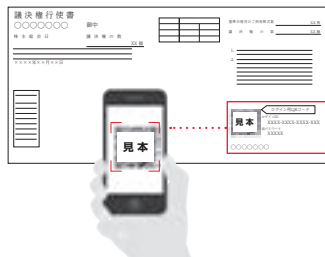
- (注) 1.書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 2.インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 3.書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

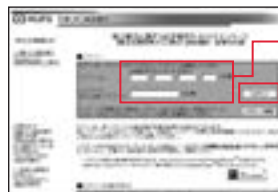


インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

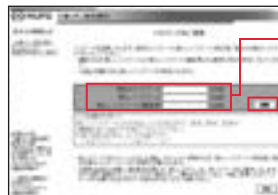
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、ログインしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

3. 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記の操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第70期の期末配当につきましては、依然予断を許さない厳しい経営環境が続くものと予想されますが、安定的な配当を維持する方針に基づき、財務状況や当期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 15円50銭 総額 270,863,802円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化のため社外取締役を1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名			当社における現在の地位及び担当
1	ながたに 永谷	えいいちろう 栄一郎	再任	代表取締役 取締役会長
2	ながたに 永谷	あきら 明	再任	取締役相談役
3	ながたに 永谷	たいじろう 泰次郎	再任	代表取締役 取締役社長
4	ながたに 永谷	ゆういちろう 祐一郎	再任	取締役副社長
5	とよだ 豊田	みさお 操	新任	執行役員 管理本部長 海外事業本部長
6	さこもと 迫本	えいじ 栄二	再任	社外 独立 社外取締役
7	やまざき 山崎	ながひろ 長宏	再任	社外 独立 社外取締役
8	よしだ 吉田	ともふみ 朋史	新任	社外 独立 独立役員候補者

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

候補者番号

1

ながたに
永谷 栄一郎

(1954年8月26日生)

再任

所有する当社株式の数

716,909株

取締役在任年数

本総会終結時 35年

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年 4月 当社入社
1988年 6月 当社取締役
1991年 6月 当社常務取締役
1994年 6月 当社専務取締役
1996年 6月 当社代表取締役 (現在)
当社取締役社長
2008年 6月 当社取締役会長 (現在)

取締役候補者
とした理由

1996年から2008年まで当社の代表取締役社長を務め、現在は代表取締役会長として適切な助言・監督を行っており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ながたに
永谷 明

(1936年2月19日生)

再任

所有する当社株式の数

192,744株

取締役在任年数

本総会終結時 62年

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1959年 4月 当社入社
1961年 1月 当社取締役
1974年 6月 当社常務取締役
1990年 6月 当社専務取締役
1994年 6月 当社取締役副社長
1996年 6月 当社代表取締役
2008年 6月 当社取締役副会長
2011年 6月 当社取締役相談役 (現在)

取締役候補者
とした理由

1961年の当社取締役就任以来、長年にわたり永谷園グループの経営に携わっており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ながたに たいじろう
永谷 泰次郎

(1956年10月1日生)

再任

所有する当社株式の数

716,661株

取締役在任年数

本総会終結時 23年

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年 4月 当社入社
2000年 6月 当社取締役
2002年 2月 当社常務取締役
2005年 4月 当社専務取締役
2008年 6月 当社代表取締役 (現在)
2010年 6月 当社取締役副社長
2012年 4月 当社取締役社長 (現在)
2019年 5月 当社海外事業本部長

取締役候補者
とした理由

当社の代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、永谷園グループの事業拡大を推進しており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

ながたに ゆういちろう
永谷 祐一郎

(1962年10月31日生)

再任

所有する当社株式の数

106,984株

取締役在任年数

本総会終結時 13年

取締役会への出席状況

13 / 13回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年 4月 当社入社
2010年 6月 当社取締役
2011年 6月 当社常務取締役
2013年 6月 当社専務取締役
2017年 4月 当社取締役副社長 (現在)
2022年 4月 当社管理本部長

取締役候補者
とした理由

生産・購買・物流等の責任者及びグループ会社の代表取締役社長を長年務めており、経営全般に関する豊富な知識・経験を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができるものと判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

とよだ
豊田

みざお
操

(1956年7月24日生)

新任

所有する当社株式の数

1,000株

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年 4月 株式会社電通入社
2016年 1月 同社執行役員
2018年 1月 株式会社電通国際情報サービス専務執行役員
2018年 3月 同社取締役専務執行役員
2019年 1月 同社取締役副社長執行役員
2023年 1月 当社入社
当社執行役員 (現在)
当社管理本部長 (現在)
2023年 4月 当社海外事業本部長 (現在)

取締役候補者
とした理由

株式会社電通の執行役員として、メディア業務、営業業務、国内グループ会社の管理統括等を担当した経験や、株式会社電通国際情報サービスの取締役として、事業部門全般の統括を担当した経験など、多様な業務経験を通じて、経営全般に関する幅広い見識を有していることから、グループ全体の監督を適切に行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

さこもと
迫本

えいじ
栄二

(1956年11月4日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

5,000株

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1993年 3月 公認会計士開業登録 (現在)
1993年 7月 税理士開業登録 (現在)
2000年 6月 当社社外監査役
2006年 5月 銀座K.T.C税理士法人代表社員理事長 (現在)
2015年 6月 当社社外取締役 (現在)

取締役在任年数

本総会終結時 8年

取締役会への出席状況

13 / 13回

社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要

公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、当該知見を活かして、グループ全体の業務執行に対する監督や、取締役会の実効性の向上に対する助言・提言等を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

やまざき
山崎

ながひろ
長宏

(1955年4月22日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

1,500株

取締役在任年数

本総会終結時 8年

取締役会への出席状況

12 / 13回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1986年 6月 太陽化学株式会社取締役

1996年 6月 同社代表取締役 (現在)

1997年 6月 同社取締役社長 (現在)

2014年 9月 当社社外監査役

2015年 6月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要

長年にわたる太陽化学株式会社の代表取締役社長としての豊富な経験を活かし、グループ全体の監督を適切に行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

よしだ
吉田

ともふみ
朋史

(1956年9月5日生)

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1979年 4月 伊藤忠商事株式会社入社

2010年 4月 同社常務執行役員

2012年 6月 同社取締役常務執行役員

2014年 4月 同社取締役専務執行役員

2016年 4月 同社専務執行役員

伊藤忠インターナショナル会社社長CEO (ニューヨーク駐在)

2018年 6月 同社代表取締役専務執行役員

2019年 4月 同社代表取締役副社長執行役員

2022年 5月 伊藤忠エネクス株式会社顧問

2022年 6月 同社代表取締役副社長

2023年 4月 同社代表取締役社長CEO (現在)

社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要

伊藤忠商事株式会社における豊富な業務経験を通じて、グローバルな事業経営や経営全般に関する幅広い見識を有しており、現在は伊藤忠エネクス株式会社の代表取締役社長CEOとしてリーダーシップを発揮していることから、グループ全体の監督を適切に行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当及び重要な兼職の状況につきましては、事業報告の49頁及び50頁に記載のとおりであります。
3. 迫本栄二氏、山崎長宏氏及び吉田朋史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、迫本栄二氏及び山崎長宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、吉田朋史氏につきましては、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合には、独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、迫本栄二氏及び山崎長宏氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。なお、本議案が承認可決され、両氏が再任された場合には、本契約が継続されます。また、吉田朋史氏につきましては、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の51頁に記載のとおりです。各候補者は本議案が承認可決されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 | 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（4名）は任期満了となります。
 つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			当社における現在の地位及び担当
1	ながたに 永谷	りゅういち 竜一	再任	常勤監査役
2	たなか 田中	まさき 雅喜	新任	経営管理部付
3	やなぎさわ 柳澤	ぎいち 義一	再任	社外 独立 社外監査役
4	いのうえ 井ノ上	まさお 正男	再任	社外 独立 社外監査役

新任

新任監査役候補者

再任

再任監査役候補者

社外

社外監査役候補者

独立

独立役員候補者

候補者番号

1

ながたに
永谷
りゅういち
竜一

(1964年11月15日生)

再任

所有する当社株式の数

62,102株

監査役在任年数

本総会終結時 9年

取締役会への出席状況

13 / 13回

監査役会への出席状況

6 / 6回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1994年 4月 当社入社
2008年 6月 当社執行役員
当社経理部長
2011年 6月 当社取締役
当社グループ経営分析室長
2014年 6月 当社常勤監査役 (現在)

監査役候補者
とした理由

2008年から2011年まで当社の経理部門の責任者を務め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査役としてグループ全体に対して適切な監督を行っていることから、その職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

たなか
田中
まさき
雅喜

(1970年1月14日生)

新任

所有する当社株式の数

0株

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1993年 4月 当社入社
2019年 4月 当社経理財務副部長
2020年 4月 当社経営企画副部長
2022年 4月 当社経営企画部長
2023年 4月 当社経営管理部付 (現在)

監査役候補者
とした理由

当社入社以来、経理部門の業務に従事し、その後経営企画部門の責任者や、グループ会社の監査役を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、グループ全体に対して適切な監督を行っていただくことを期待し、監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

やなぎさわ
柳澤

ぎ いち
義一

(1956年8月3日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

監査役在任年数

本総会終結時 8年

取締役会への出席状況

13 / 13回

監査役会への出席状況

6 / 6回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1985年 3月 公認会計士開業登録 (現在)
1985年 5月 税理士開業登録 (現在)
2000年 6月 新創監査法人代表社員
2011年 4月 新創監査法人統括代表社員 (現在)
2015年 6月 当社社外監査役 (現在)

社外監査役候補者とした理由

公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から経営に対する助言及び適切な監督をいただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号

4

い の うえ
井ノ上

ま さ お
正男

(1958年11月9日生)

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

監査役在任年数

本総会終結時 8年

取締役会への出席状況

13 / 13回

監査役会への出席状況

6 / 6回

略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)

1988年 4月 東京弁護士会弁護士登録 (現在)
大高法律事務所入所 (現在)
2015年 6月 当社社外監査役 (現在)

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主に法的な観点から経営に対する助言及び適切な監督をいただけるものと期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者のうち、現に当社の監査役である候補者の当社における担当及び重要な兼職の状況につきましては、事業報告の49頁及び50頁に記載のとおりであります。
3. 柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、柳澤義一氏及び井ノ上正男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 永谷竜一氏、柳澤義一氏及び井ノ上正男氏と当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。なお、本議案が承認可決され、各氏が再任された場合には、本契約が継続されます。また、田中雅喜氏につきましては、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の51頁に記載のとおりです。各候補者は本議案が承認可決されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 取締役候補者及び監査役候補者のスキル・マトリックス

当社は、経営戦略に照らして取締役、監査役が保有する専門性及び経験等を整理することで、知識・経験・能力のバランスが適切な形となる役員構成にしております。

当社の取締役の指名につきましては、当社グループの経営課題に照らし、取締役としてふさわしい人格、識見、手腕、能力等を総合的な見地から判断して株主総会付議議案として取締役会にて決議しております。

	No.	氏名	保有する専門性及び経験等						
			企業経営	海外事業	ブランド戦略・マーケティング・営業	研究・開発	生産	財務・会計	法務・リスク管理・コンプライアンス
取締役候補者	1	永谷 栄一郎	●		●	●			
	2	永谷 明	●		●	●	●		
	3	永谷 泰次郎	●	●	●				●
	4	永谷 祐一郎	●				●		●
	5	豊田 操	●	●	●				
	6	迫本 栄二	●					●	
	7	山崎 長宏	●			●			
	8	吉田 朋史	●	●					
監査役候補者	1	永谷 竜一						●	
	2	田中 雅喜						●	
	3	柳澤 義一						●	
	4	井ノ上 正男							●

(注) 上記の一覧表は、対象者の有する全ての専門性や経験等を表すものではありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

まつだ じゅんいち
松田 純一

(1960年5月4日生)

社外

独立

所有する当社株式の数

0株

略歴（地位及び重要な兼職の状況）

1993年 4月 東京弁護士会弁護士登録（現在）

2002年 8月 松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）開設（現在）

（重要な兼職の状況）

株式会社山形銀行社外取締役（監査等委員）

東京弁護士会会長

日本弁護士連合会副会長

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

社外

社外監査役候補者

独立

独立役員候補者

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田純一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 本議案が承認可決され、松田純一氏が社外監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結する予定であります。その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として、損害賠償責任を負担するものであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の51頁に記載のとおりです。本議案が承認可決され、松田純一氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、当社定時株主総会において、当該対応策を一部変更したうえで継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下継続後の対応策を「現プラン」といいます）。

現プランの有効期間は、2023年6月29日開催予定の当社第70回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）終結の時までであることから、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、定款第13条の定めに基づき、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の継続について、ご承認をお願いするものであります（以下今般の継続後の対応策を「本プラン」といいます）。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の具体的内容は、次のとおりであります。

1. 本プラン継続の目的

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の迫本栄二氏、山崎長宏氏、吉田朋史氏、柳澤義一氏、井ノ上正男氏及び松田純一氏が就任する予定です。

2023年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、同時点において当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます）により発行済株式の15.64%が保有されておりますが、当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使するわけではなく、独立した関係にあります。また、当社役員等といえども、その各々の事情に基づき今後当社の株式等を譲渡、相続その他の処分をすることにより、今後分散化が進んでいく可能性が考えられます。世間一般で敵対的な買収に関する認識が高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買収提案に対して、全くの無防備では企業価値向上の観点から好ましくないと考えられ、大量買付行為が発生した場合、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となら変わらないことから、本プランの必要性はあるものと認識しております。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

なお、上記のように、当社は現段階において安定株主比率が高いと考えられることから、本プランでは当社取締役会の判断の恣意性を排除するために独立委員会を設置し、対抗措置発動にあたっては独立委員会の勧告を最大限尊重することとなっており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止したスキームとしております。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとしたします。

(i)当社が発行者である株式等^(注1)について、保有者^(注2)の株式等保有割合^(注3)が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等^(注4)について、公開買付け^(注5)に係る株式等の株式等所有割合^(注6)及びその特別関係者^(注7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i)買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii)買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等^(注8)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます）を含みます）

③ 本必要情報の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日^(注9)（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、当社取締役会で延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を「意向表明書」受領から最大で60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了した時は、その時点で直ちに取締役会評価期間（④にて後述いたします）を設定するものいたします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります）。なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものいたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者^(注10)、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付け予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後又は情報提供期間満了後、その翌日を開始日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定し、開示いたします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

(ii) その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告いたします。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると認められる等、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合は、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに、相当と認められる対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行うものいたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます）の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、相当と認められる対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

(3) 本プランの有効期間、変更及び廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものいたします。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが変更又は廃止された場合には、当該変更又は廃止の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示いたします。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されております。

(3) 株主意意思を重視するものであること

当社は、本プランを本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として継続いたしますが、上記2.(3)に記載のとおり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う当社取締役会の諮問機関として独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(6) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記2.(3)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成を一度に変更することができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従いまして、本プランがその継続時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。

ただし、当社は、対抗措置の発動に際しては、取得条項を付した新株予約権を発行し、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとることを想定しております。その場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員（以下「独立委員」という）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの変更及び廃止
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）から助言を得ることができる。

独立委員会委員候補者の略歴

氏名	略歴
さこもと えいじ 迫本 栄二	1993年3月 公認会計士開業登録（現在） 1993年7月 税理士開業登録（現在） 2000年6月 当社社外監査役 2006年5月 銀座K.T.C税理士法人代表社員理事長（現在） 2015年6月 当社社外取締役（現在）
やまざき ながひろ 山崎 長宏	1986年6月 太陽化学株式会社取締役 1996年6月 同社代表取締役（現在） 1997年6月 同社取締役社長（現在） 2014年9月 当社社外監査役 2015年6月 当社社外取締役（現在）
よしだ ともふみ 吉田 朋史	1979年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2010年4月 同社常務執行役員 2012年6月 同社取締役常務執行役員 2014年4月 同社取締役専務執行役員 2016年4月 同社専務執行役員 伊藤忠インターナショナル会社社長CEO（ニューヨーク駐在） 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員 2019年4月 同社代表取締役副社長執行役員 2022年5月 伊藤忠エネクス株式会社顧問 2022年6月 同社代表取締役副社長 2023年4月 同社代表取締役社長CEO（現在） 2023年6月 当社社外取締役（予定）
やなぎさわ ぎいち 柳澤 義一	1985年3月 公認会計士開業登録（現在） 1985年5月 税理士開業登録（現在） 2000年6月 新創監査法人代表社員 2011年4月 新創監査法人統括代表社員（現在） 2015年6月 当社社外監査役（現在）
いのうえ まさお 井ノ上 正男	1988年4月 東京弁護士会弁護士登録（現在） 大高法律事務所入所（現在） 2015年6月 当社社外監査役（現在）
まつだ じゅんいち 松田 純一	1993年4月 東京弁護士会弁護士登録（現在） 2002年8月 松田純一法律事務所（現 松田綜合法律事務所）開設（現在）

- (注) 1. 迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
2. 吉田朋史氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役の候補者です。
3. 柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
4. 迫本栄二氏、山崎長宏氏、柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
また、吉田朋史氏を届け出る予定であります。
5. 迫本栄二氏、山崎長宏氏、吉田朋史氏、柳澤義一氏、井ノ上正男氏及び松田純一氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

【別紙 3】

当社の大株主の株式保有状況

(2023年3月31日現在)

株 主 名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	2,084千株	11.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	962	5.51
株式会社三菱UFJ銀行	766	4.39
永 谷 栄一郎	716	4.10
永 谷 泰次郎	716	4.10
松竹株式会社	616	3.53
大正製薬ホールディングス株式会社	565	3.23
株式会社みずほ銀行	494	2.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	435	2.49
大日本印刷株式会社	382	2.19

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,663,619株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

【別紙 4】

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等を高値で売り抜けるをする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者^(注11)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者^(注12)、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者^(注13)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

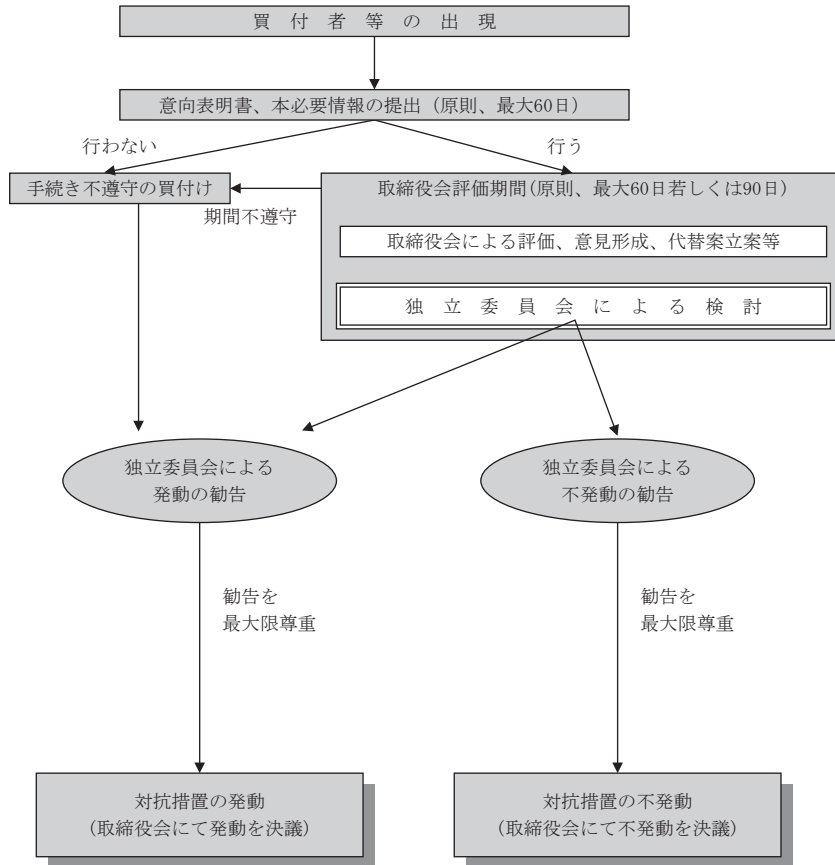
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

- (注11) 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注12) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

第6号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役今村忠如氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の規則に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規則に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、事業報告の51頁及び52頁に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
今村忠如	2018年6月 当社取締役（現在）

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

(事業の経過及び成果)

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み等により、ウィズコロナを前提とした経済社会活動の正常化が進む中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復の動きが続いております。しかしながら、原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化、急激な円相場の変動等、景気は依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く市場環境も、エネルギー価格等の高騰が家計を圧迫し、消費者の買い控えが起きたことで、厳しい状況で推移いたしました。これらの環境の変化をふまえ、安定的な商品供給と消費者ニーズに沿った商品開発を最優先課題としてまいりました。

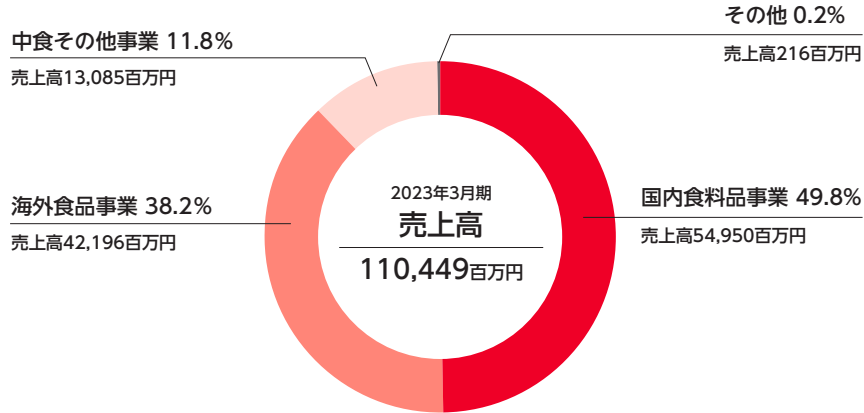
このような経営環境の下、当社グループは「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として取り組んでまいりました。

「企業戦略の充実」については、当社グループの安定的な成長と企業価値向上の実現のため、ボトムアップ型の改善が常に行われている現場を目指し、飽くなきコスト削減を推進してまいりました。加えて、新商品の共同開発や製造技術の相互交流等を通じて、生産から販売に至るまでグループシナジーを発揮することで事業の拡大に取り組んでまいりました。また、当社グループの保有する経営資源を最大限活用し、海外市場の開拓にも注力いたしました。

「新価値提案力の更なるアップ」については、常にお客様の視点に立ち、永谷園らしい商品を開発することで、ブランド価値向上を追求してまいりました。在宅勤務の広がりをはじめとするライフスタイルの変化により、調理回数や洗い物等の小さな家事負担の増加を実感する方が増えてきております。そのような消費者の負担を軽減すべく、電子レンジでパスタもソースも一気に調理できるパスタソース「パキット」シリーズを開発いたしました。また、健康志向の高まりに応えるべく、消費者の「健康食」への興味を喚起する商品を発売すること等により、市場の活性化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,104億49百万円（前年度比 15.8%増）となりました。利益面については、営業利益は52億98百万円（同 9.9%増）、経常利益は、前年度発生した債務免除益が当年度は発生しなかったことにより53億46百万円（同 11.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億14百万円（同 9.5%減）となりました。

[セグメント別売上高構成比]



■ 報告セグメント別の概況

事業の種類	主要な事業内容	売上高 (百万円)	増減率 (%)	セグメント利益 (百万円)
国内食料品	お茶づけ・ふりかけ類	12,966	102.0	3,330
	スープ類	18,572	98.7	
	調理食品類	20,889	100.7	
	その他	2,522	96.9	
小計		54,950	100.1	3,330
海外食料品	フリーズドライ食品及び麺等の製造及び販売	42,196	145.1	2,746
中食その他	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導	13,085	115.9	828
報告セグメント計		110,232	115.7	6,905
その他	不動産事業	216	135.7	189
合計		110,449	115.8	7,094

以下、セグメントの状況は次のとおりであります。

○国内食料品事業

販売面については、消費者の節約志向がより強くなっていることから、長きにわたりご愛顧いただいているロングセラー商品を中心に販売促進に取り組んでまいりました。消費者向けにはテレビCM、WEB動画による商品紹介、アプリを活用したポイントバック企画、どんでんパンダまくらプレゼントキャンペーン、東海道五拾三次カードプレゼントキャンペーン等、新たなファンの獲得と購買意欲の促進に努めてまいりました。店頭ではデジタルサイネージを活用する等、新たな販売促進手法を積極的に取り入れております。また、「お茶づけ海苔」のラッピングが施された「お茶づけカー」を使った永谷園グループフェアや、特定の小売企業と共同で実施するプレゼントキャンペーンを通じて、店頭での商品露出強化に取り組んでまいりました。

商品開発面については、内食需要の高まりやライフスタイルの変化に伴う食品の購買行動の変化に対応すべく、「消費者の気持ちに寄り添った商品開発」をテーマに取り組んでまいりました。具体的には、「家事負担が増えたから簡単に済ませたい」という気持ちに応えるために家庭で手軽に作ることができるチャーハンの素の新たなメニュー「黒チャーハンの素」や、「どうやって子どもに野菜を食べさせるか」という気持ちに応えるために麺と一緒に野菜を食べることができる「カレー焼きビーフン」「煮込みラーメン海鮮ちゃんぽん味」を開発いたしました。また、健康感のあるオートミール生活を続ける方の気持ちに応えるために、オートミールをおいしく楽しむことができる「旅するSOUP MEAL」シリーズを開発いたしました。

以下、主要品目の状況は次のとおりであります。

〈お茶づけ・ふりかけ類〉

当社を代表する「お茶づけ海苔」は、発売70周年を迎えました。この先も多くの方に親しまれる商品であり続けるために、「めざまし茶づけ」キャンペーンとして、幼稚園・保育園のお子様に向けたサンプリングを実施いたしました。さらに全国47都道府県の小学校で朝食の大切さを伝える授業にも取り組んでまいりました。ふりかけでは、「自分のためのふりかけ」を切り口とした大人世代の利用促進を行い、ふりかけ市場の拡大に寄与いたしました。

売上高は129億66百万円（前年度比 2.0%増）となりました。

〈スープ類〉

主力の「松茸の味お吸いもの」は、お寿司との相性の良さを生かし、「鮭供（すしとも）」と称して小売企業のお寿司売場でも商品売場を拡充いたしました。また、1974年に発売したフリーズドライの「あさげ」「ひるげ」「ゆうげ」シリーズは、本シリーズの魅力をより多くの方に知ってもらうことを目的として、8袋入の箱入りにリニューアルいたしました。リニューアルの一環として紙の包材を採用し、プラスチック削減にも取り組んでまいりました。

売上高は185億72百万円（前年度比 1.3%減）となりました。

〈調理食品類〉

ロングセラー商品の「麻婆春雨」は、「野菜も一緒に」をコンセプトに、お子様のいるご家庭に向けてSNSで商品の魅力を発信し、大きく売上を伸ばしました。また、家事負担の軽減を狙い発売しました電子レンジ調理専用設計の「レンジのススメ」シリーズの商品ラインナップを拡充し、消費者ニーズに沿った商品をご提供いたしました。

売上高は208億89百万円（前年度比 0.7%増）となりました。

〈その他〉

業務用商品は、災害備蓄用に発売しました「フリーズドライご飯」が、キャンプや登山に適しているとの認知が広まり、売上を伸ばしました。また、観光客の増加に伴い、地域限定茶づけ等の観光地専用のおみやげも新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで回復いたしました。

売上高は25億22百万円（前年度比 3.1%減）となりました。

以上の結果、国内食料品事業の売上高は549億50百万円（前年度比 0.1%増）となりました。

○海外食料品事業

Chaucerグループでは、フリーズドライ商品の売上拡大のために、顧客ニーズに合わせた新商品の研究開発及び拡販、既存商品の品質向上及び拡販に取り組んでまいりました。米国市場では、健康・クリーンラベル等への意識の高まりを背景にスナック・飲料・サプリメント等の需要が拡大しているため、健康食品等の新たな市場での拡販を進めてまいりました。欧州市場では、グローバル企業との取引拡大に努めてまいりました。アジア市場においては、中国における販路の開拓及び当社グループの販売チャネルを活かして日本市場への売上拡大を進めてまいりました。

また、MAIN ON FOODSグループでは、米国市場における麺商品及び粉商品のサプライヤーとして、多数の外食企業・食品メーカー及び小売企業との着実な取引拡大に努めてまいりました。開発面においても、食肉取り扱いの認証取得により商品ラインナップの拡充を図るとともに、多様な健康ニーズに対応すべく、機能性食品や個食タイプのミールキット等の新商品開発にも取り組んでまいりました。

以上の結果、海外食料品事業の売上高は421億96百万円（前年度比 45.1%増）となりました。

○中食その他事業

麦の穂グループでは、シュークリーム専門店「ビアードパパ」において、月替わり限定シュークリームの販売や、8月8日～8月15日に「88（パパ）セット」を特別価格で販売する大感謝祭を開催すること等により、販売を促進してまいりました。また、ご家族やご友人にSNSやメールをとおして簡単にギフト券が贈れ、全国の対象店舗でお買い物にご利用いただけるデジタルチケット「eギフト」の販売を実施することで、顧客獲得に努めてまいりました。

生仕立てわらび餅 テイクアウト専門店「きなこととろり」では、移動販売車によるポップアップショップの出店を開始いたしました。これにより、常設店舗のみでは味わうことの出来なかった「生仕立ての食感」をより多くの方に楽しんでいただける機会を創出することで、売上の拡大を図ってまいりました。

以上の結果、中食その他事業の売上高は130億85百万円（前年度比 15.9%増）となりました。

(設備投資及び資金調達の状況)

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は総額35億37百万円であります。その主な内容は、国内食料品事業におけるお茶づけ商品及びみそ汁商品の製造設備の増設、海外食料品事業における麺等生産設備の増設並びにグループ全体における既存設備の更新であり、金融機関からの借入金及び自己資金によりまかないました。なお、増資・社債発行による資金調達は行いませんでした。

(重要な組織再編等の状況)

記載すべき重要な事項はございません。

(対処すべき課題)

今後の見通しについては、各種政策の効果もあり、ウィズコロナを前提とした経済社会活動の正常化が進むことが期待されております。しかしながら、原材料価格の高騰、ウクライナ情勢の長期化、人手不足や物流停滞による供給面での制約等、景気は依然として先行き不透明な状況が続いていることから、引き続き極めて厳しい経営環境が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く市場環境につきましても、消費者ニーズの変化、環境への配慮に対応した商品が求められるものと推測されます。当社グループは、食の安心安全、従業員の健康確保を最優先とした上で社会的責任を果たすべく、今後の動向を注視しながら商品の開発・生産・供給体制の維持向上に尽力してまいります。

このような下で当社グループは、引き続き「企業戦略の充実」と「新価値提案力の更なるアップ」を経営課題として取り組んでまいります。

①「企業戦略の充実」

当社グループの安定的な成長と企業価値向上の実現のため、外部環境の変化に適応できる経営基盤を確立していきます。加えて、着実な計画実行と大胆な施策実行による将来に向けた投資を推進してまいります。また、当社グループ内での技術や知見の相互間交流を通じて、国内外含めた世界レベルでの新たなグループシナジーの創出と実践を推進することで事業の拡大にも注力してまいります。

②「新価値提案力の更なるアップ」

多様化していく価値観やライフスタイルの変化に適応するとともに、市場変化を見据えて新領域へと商品ポートフォリオをさらに拡張させていきます。また、常にお客様の視点に立ち、独自性のある当社グループらしい商品開発を行うことで新しい価値を提案できるよう積極的に取り組み、当社グループのブランド力をより強固なものにしてまいります。

以上の課題を達成させるため、当社グループは各社の経営資源、技術等を結集し、事業領域の拡大と収益の向上に邁進してまいります。

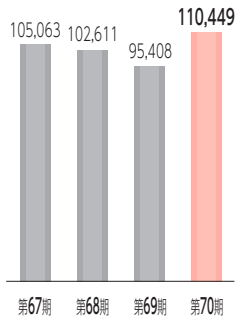
株主の皆様におかれましては、何卒今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

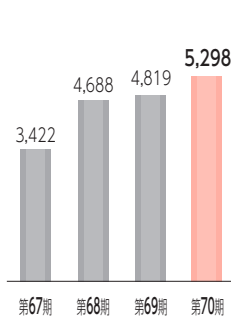
区分		第67期 (2020年3月期)	第68期 (2021年3月期)	第69期 (2022年3月期)	第70期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売上高	(百万円)	105,063	102,611	95,408	110,449
営業利益	(百万円)	3,422	4,688	4,819	5,298
経常利益	(百万円)	3,138	4,570	6,052	5,346
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,149	1,869	3,441	3,114
1株当たり当期純利益	(円)	64.59	106.10	195.80	177.37
総資産	(百万円)	86,391	85,194	91,859	96,615
純資産	(百万円)	32,292	31,034	35,689	40,066
1株当たり純資産額	(円)	1,758.74	1,689.64	1,914.88	2,149.67

(注) 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首より適用しております。

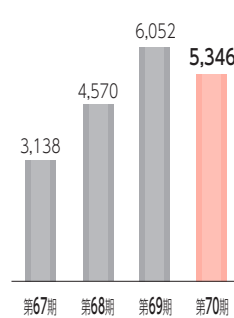
■ 売上高
(百万円)



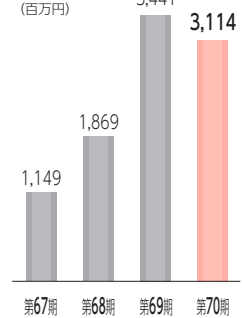
■ 営業利益
(百万円)



■ 経常利益
(百万円)



■ 親会社株主に帰属する
当期純利益
(百万円)



(3) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社永谷園	百万円 350	% 100.00	飲食料品の販売
株式会社永谷園フーズ	10	※100.00	飲食料品の包装・加工・製造及び販売
株式会社サニーフーズ	85	100.00	調味料の製造及び販売
藤原製麺株式会社	40	100.00	麺類の製造及び販売
Broomco (3554) Limited	千USドル 0	100.00	持株会社
Broomco (3555) Limited	千USドル 22,282	※100.00	持株会社
Chaucer Foods Limited	千USドル 1,019	※100.00	フリーズドライ食品及びパン製品の製造及び販売
Chaucer Foods UK Limited	千USドル 1	※100.00	パン製品の製造及び販売
Chaucer Foods SAS	千ユーロ 6,106	※100.00	フリーズドライ食品の製造及び販売
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited	千USドル 400	※100.00	フリーズドライ食品の製造及び販売
MAIN ON FOODS, CORP.	千USドル 3,336	50.000061	麺商品、粉商品の製造及び販売
株式会社麦の穂ホールディングス	490	100.00	持株会社
株式会社麦の穂	11	※100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
Muginoho International, Inc.	千USドル 100	100.00	菓子の製造及び販売、飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
NAGATANIEN USA, INC.	千USドル 9,540	100.00	持株会社
NAGATANIEN RS FOODS, LLC	千USドル 2,545	※100.00	テイクアウト寿司の製造及び販売

- (注) 1. ※の議決権比率には、間接保有分を含んでおります。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、食料品の製造及び販売並びに菓子の製造及び販売他であります。主要商品等につきましては、38頁記載の「報告セグメント別の概況」に記載のとおりであります。

(5) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

本社	東京都港区
----	-------

② 子会社の主要な営業所

(株)永谷園	東京都港区
(株)永谷園フーズ	東京都港区
(株)サニーフーズ	東京都港区
藤原製麺(株)	北海道旭川市
Broomco (3554) Limited	英国
Broomco (3555) Limited	英国
Chaucer Foods Limited	英国
Chaucer Foods UK Limited	英国
Chaucer Foods SAS	フランス共和国
Chaucer Foods (Qingdao) Co. Limited	中華人民共和国
MAIN ON FOODS, CORP.	アメリカ合衆国
(株)麦の穂ホールディングス	大阪府大阪市
(株)麦の穂	大阪府大阪市
Muginoho International, Inc.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN USA, INC.	アメリカ合衆国
NAGATANIEN RS FOODS, LLC	アメリカ合衆国

(6) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (前連結会計年度末比増減)
2,597名 (+43名)

(注) 従業員数は就業人数 (当社グループからグループ外への出向者を除く) でありませんが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (前事業年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
147名 (+8名)	45.1歳	15.9年

(注) 従業員数は就業人数 (当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む) でありませんが、パートタイマー及びアルバイト等の臨時雇用者は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,812百万円
株式会社みずほ銀行	3,442
農林中央金庫	2,089
株式会社三井住友銀行	2,380

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

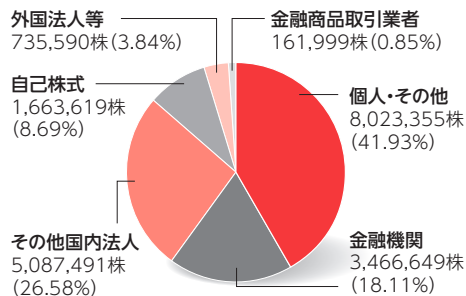
特記すべき事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 58,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,138,703株
(自己株式1,663,619株を含む)
- ③ 株主数 17,641名
(前事業年度末比1,116名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株式の所有者別分布状況



株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	2,084千株	11.93%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	962	5.51
株式会社三菱UFJ銀行	766	4.39
永谷 栄一郎	716	4.10
永谷 泰次郎	716	4.10
松竹株式会社	616	3.53
大正製薬ホールディングス株式会社	565	3.23
株式会社みずほ銀行	494	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	435	2.49
大日本印刷株式会社	382	2.19

(注) 1. 当社は、自己株式を1,663,619株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	永谷 栄一郎	
取締役相談役	永谷 明	
代表取締役 取締役社長	永谷 泰次郎	株式会社麦の穂ホールディングス代表取締役会長 株式会社麦の穂代表取締役会長
取締役副社長	永谷 祐一郎	社長業務補佐 グループ生産担当 コンプライアンス担当 品質保証部担当 株式会社永谷園フーズ代表取締役会長
専務取締役	今村 忠如	専務執行役員 関係会社経営管理担当 海外事業本部担当 経営戦略本部長 バリューアップ推進室長 中央魚類株式会社社外取締役
取締役	迫本 栄二	銀座K.T.C税理士法人代表社員理事長 株式会社FPG社外取締役 株式会社西武リアルティソリューションズ社外監査役 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド社外監査役
取締役	山崎 長宏	太陽化学株式会社代表取締役社長
常勤監査役	永谷 竜一	
常勤監査役	松村 雅彦	株式会社永谷園監査役 株式会社永谷園フーズ監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	柳澤義一	新創監査法人統括代表社員 株式会社西武ホールディングス社外監査役
監査役	井ノ上正男	大高法律事務所弁護士 株式会社歌舞伎座社外監査役 松竹株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役迫本栄二氏及び山崎長宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、社外監査役であります。
3. 取締役迫本栄二氏及び山崎長宏氏並びに監査役柳澤義一氏及び井ノ上正男氏は、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役永谷竜一氏は、2008年6月から2011年6月まで当社の経理部門の責任者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役松村雅彦氏は、2011年6月から2018年3月まで当社の経理部門の責任者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役柳澤義一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役井ノ上正男氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役副社長永谷祐一郎氏は、2022年4月1日付で管理本部長に就任いたしました。
9. 取締役迫本栄二氏は、2022年4月1日付で株式会社西武リアルティソリューションズ及び株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイドの社外監査役に就任いたしました。
10. 取締役迫本栄二氏は、2022年6月22日付で株式会社西武ホールディングス社外監査役を退任いたしました。
11. 監査役柳澤義一氏は、2022年6月22日付で株式会社西武ホールディングス社外監査役に就任いたしました。
12. 監査役柳澤義一氏は、2022年7月25日付で日本公認会計士協会副会長を退任いたしました。
13. 取締役副社長永谷祐一郎氏は、2023年1月1日付で管理本部長を退任いたしました。
14. 取締役今村忠如氏は、2023年4月1日付で専務取締役、専務執行役員、関係会社経営管理担当、海外事業本部担当、経営戦略本部長及びバリューアップ推進室長を退任いたしました。
15. 2023年3月31日現在の執行役員は、上記の取締役兼務者の他は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 常務執行役員 大山昌弘 | 執行役員 小川美朋 |
| 執行役員 木内美章 | 執行役員 伊藤光広 |
| 執行役員 豊田操 | 執行役員 渡邊安郎 |
| 執行役員 江口輝 | 執行役員 内田幸治 |
| 執行役員 山根浩一 | 執行役員 富田秀和 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各監査役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結しております。その内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として損害賠償責任を負担するものであります。

③ 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、株主や第三者等から損害賠償を請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社グループ会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に沿って決定されていることから、当該方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業成長をけん引するための資質、能力及び職責に応えるための固定報酬である「基本報酬」と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を目的とする会社業績に応じた「業績連動報酬」により構成される報酬体系であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、取締役の報酬は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会にて決議された総額（年額450百万円）の範囲内において決定するものとする。なお、取締役会長、取締役相談役及び社外取締役については、基本報酬のみを支払うものとする。

b. 「基本報酬」の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬の額の決定に関する方針は、役位、在任年数、業績及び従業員給与とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定し、年間を通し毎月一定の時期に一定額を支給する。

c. 「業績連動報酬」等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とする。当該業績指標は、当社グループの収益力を評価するうえで最も重視している連結売上高及び連結営業利益率とし、期初の設定目標に対して期末の見込み数値による達成状況を勘案して算出された額を毎年期末に支給する。

d. 取締役の個人別の「基本報酬」の額に対する「業績連動報酬」の割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、役位毎の連動報酬の上限値を基本報酬の額の20%までとして設定する。

e. 役員退職慰労金の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

社外取締役以外の取締役において、社内規則に基づき計算され、株主総会での決議を経て決定される。なお、支払い時期は、退任後、取締役会にて決定された時期とする。

f. その他費用の内容及び支払い条件について

人間ドックを受診した場合、その費用の実費を一定の時期に支給する。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長永谷泰次郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬の評価及びその額の決定とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長は取締役会が定める報酬決定方針に従うものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	302百万円 (19)	287百万円 (19)	15百万円 (一)	7名 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	53百万円 (12)	53百万円 (12)	(一) (一)	4名 (2)
合 計	355百万円	340百万円	15百万円	11名

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内、また使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結売上高及び連結営業利益率であり、その目標と実績は、連結売上高は目標1,004億円、実績1,104億49百万円、連結営業利益率は目標5.2%、実績4.8%であります。
4. 取締役の基本報酬には、事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した金額を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	迫 本 栄 二	銀座K.T.C税理士法人代表社員理事長 株式会社F P G社外取締役 株式会社西武リアルティソリューションズ社外監査役 株式会社西武・プリンスホテルズワールドワイド社外監査役
取 締 役	山 崎 長 宏	太陽化学株式会社代表取締役社長
監 査 役	柳 澤 義 一	新創監査法人統括代表社員 株式会社西武ホールディングス社外監査役
監 査 役	井ノ上 正 男	大高法律事務所弁護士 株式会社歌舞伎座社外監査役 松竹株式会社社外監査役

(注) 当社と当該他の法人等との間には、特別な関係はございません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	迫本 栄二	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、グループ全体の業務執行に対する監督や取締役会の実効性の向上について助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	山崎 長宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者としての見地から、グループ全体の業務執行に対する監督について助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	柳澤 義一	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また監査役会6回全てに出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査体制やガバナンスについて助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	井ノ上 正男	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また監査役会6回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地からリスク管理やコンプライアンス対応について助言・提言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することができませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

備 考

本事業報告の記載金額及び株数の表示単位未満の端数は、それぞれ切り捨てて表示しております。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

■ ■ 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	42,556	流動負債	34,407
現金及び預金	8,834	支払手形及び買掛金	7,205
受取手形及び売掛金	15,968	電子記録債務	2,584
商品及び製品	7,482	1年内償還予定の社債	5,000
仕掛品	1,449	短期借入金	8,779
原材料及び貯蔵品	7,068	リース債務	464
その他	1,840	未払金	6,052
貸倒引当金	△87	未払法人税等	797
		賞与引当金	815
		その他	2,707
固定資産	54,058	固定負債	22,141
有形固定資産	33,399	社債	10,060
建物及び構築物	7,634	長期借入金	7,460
機械装置及び運搬具	11,247	リース債務	1,586
土地	11,108	繰延税金負債	973
リース資産	1,687	再評価に係る繰延税金負債	334
建設仮勘定	1,205	役員退職慰労引当金	138
その他	516	退職給付に係る負債	148
無形固定資産	9,562	資産除去債務	286
のれん	9,309	その他	1,153
その他	252	負債合計	56,548
投資その他の資産	11,096		
投資有価証券	7,460		
関係会社出資金	179		
繰延税金資産	1,167		
退職給付に係る資産	379		
その他	1,939		
貸倒引当金	△29		
資産合計	96,615		
		純資産の部	
		株主資本	36,721
		資本金	3,502
		資本剰余金	3,759
		利益剰余金	32,690
		自己株式	△3,231
		その他の包括利益累計額	844
		その他有価証券評価差額金	2,064
		土地再評価差額金	△2,602
		為替換算調整勘定	1,503
		退職給付に係る調整累計額	△121
		非支配株主持分	2,500
		純資産合計	40,066
		負債純資産合計	96,615

■ 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		110,449
売上原価		78,626
売上総利益		31,822
販売費及び一般管理費		26,524
営業利益		5,298
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	163	
為替差益	233	
その他	160	559
営業外費用		
支払利息	309	
固定資産除却損	54	
その他	146	510
経常利益		5,346
特別利益		
投資有価証券売却益	13	
国庫補助金	24	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	43	81
特別損失		
減損損失	138	
子会社清算損	24	
事業撤退損	29	
店舗閉鎖損失	1	
固定資産圧縮損	24	217
税金等調整前当期純利益		5,210
法人税、住民税及び事業税	1,701	
法人税等調整額	△6	1,694
当期純利益		3,515
非支配株主に帰属する当期純利益		400
親会社株主に帰属する当期純利益		3,114

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	12,666	流動負債	19,066
現金及び預金	4,988	1年内償還予定の社債	5,000
原材料及び貯蔵品	0	短期借入金	5,244
前払費用	2	1年内返済予定の長期借入金	2,555
関係会社短期貸付金	5,643	関係会社短期借入金	4,577
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	898	リース債務	18
その他	1,132	未払金	1,357
固定資産	54,242	未払費用	74
有形固定資産	6,882	未払法人税等	125
建物	295	賞与引当金	4
構築物	9	その他	109
車両運搬具	14	固定負債	18,027
工具、器具及び備品	104	社債	10,000
土地	6,421	長期借入金	6,990
リース資産	36	リース債務	22
無形固定資産	50	再評価に係る繰延税金負債	6
借地権	2	退職給付引当金	20
ソフトウェア	43	役員退職慰労引当金	106
その他	4	その他	882
投資その他の資産	47,309	負債合計	37,094
投資有価証券	6,837		
関係会社株式	34,204		
関係会社出資金	179		
関係会社長期貸付金	4,687		
長期前払費用	67		
前払年金費用	23		
繰延税金資産	596		
その他	713		
資産合計	66,908		
		純資産の部	
		株主資本	31,299
		資本金	3,502
		資本剰余金	6,486
		資本準備金	6,409
		その他資本剰余金	76
		利益剰余金	24,542
		利益準備金	875
		その他利益剰余金	23,666
		圧縮積立金	413
		別途積立金	12,150
		繰越利益剰余金	11,103
		自己株式	△3,231
		評価・換算差額等	△1,485
		その他有価証券評価差額金	1,817
		土地再評価差額金	△3,302
		純資産合計	29,814
		負債純資産合計	66,908

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
営業収入		4,856
営業費用		
営業原価	126	
販売費及び一般管理費	3,112	3,238
営業利益		1,617
営業外収益		
受取利息	269	
受取配当金	152	
為替差益	358	
その他	111	892
営業外費用		
支払利息	198	
社債利息	35	
その他	5	239
経常利益		2,270
特別利益		
投資有価証券売却益	13	13
特別損失		
減損損失	1	1
税引前当期純利益		2,282
法人税、住民税及び事業税	341	
法人税等調整額	△81	259
当期純利益		2,023

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社 永谷園ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武内清信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬野隆一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社永谷園ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社永谷園ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

株式会社 永谷園ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武内 清信
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 馬野 隆一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社永谷園ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

株式会社 永谷園ホールディングス 監査役会

常勤監査役 永 谷 竜 一 ㊟

常勤監査役 松 村 雅 彦 ㊟

社外監査役 柳 澤 義 一 ㊟

社外監査役 井ノ上 正 男 ㊟

以 上

◆株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
配当金支払株主確定日	3月31日（期末配当） 9月30日（中間配当）
公告の方法	電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載の当社ウェブサイト https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関 （連絡先）	三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都府中市日鋼町1-1 0120-232-711(フリーダイヤル)受付時間 平日午前9時から午後5時 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ご参考) トピックス

永谷園グループのサステナビリティ～持続可能な社会の実現に貢献します～

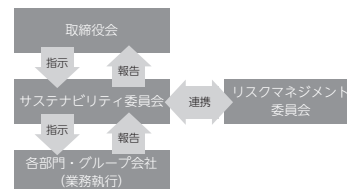
永谷園グループは、2022年12月に持続可能な社会の実現に向けた取り組みをグループ全体で強化することを目的として「永谷園グループサステナビリティ方針」の策定、サステナビリティ推進体制を構築しました。今後はサステナビリティ委員会を中心に、社会や環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題を整理し、マテリアリティ（重要課題）の特定や、気候変動対応の情報開示を順次行ってまいります。

「永谷園グループサステナビリティ方針」は、右記のとおりです。

サステナビリティ委員会は、永谷園ホールディングス社長を委員長とし、サステナビリティ目標の達成に向けた方針・計画策定および取り組みを推進します。また、リスクマネジメント委員会とも連携して、環境変化に対応し、経営基盤の強化を進めてまいります。

*詳しくは、永谷園ホールディングスウェブサイトをご覧ください。

「味ひとすじ」の想いを常に抱き、
オリジナリティの精神
おいしさを提供し続ける決意
お客さまに寄り添い、思いやる気持ちを持ち、
さまざまな社会の課題に対して、
食を通じた活動を通して取り組みます。
そして持続可能な「幸せで豊かな社会」づくりに
貢献してまいります。



「麻婆春雨」が「食品ヒット大賞 ロングセラー賞」、 「パキット」が「新技術・食品開発賞」を受賞！

2022年12月、日本食糧新聞社制定「第41回食品ヒット大賞」と「第36回新技術・食品開発賞」の受賞商品が発表されました。永谷園は、1981年11月に発売した「麻婆春雨」が「ロングセラー賞」を、2023年3月発売の「パキット」が「新技術・食品開発賞」を受賞しました。

「ロングセラー賞」は、10年以上にわたりその分野で上位の売上を確保し、今日に至るまで流通部門を潤している商品に与えられる賞です。「麻婆春雨」は永谷園初のそうざいの素商品であるとともに永谷園オリジナルの中華メニューとして、また近年では「子どもが野菜をもりもり食べてくれる麺入りおかず」として、子育て世帯の支持を集めています。

「新技術・食品開発賞」は、食品業界で新分野を開拓、新しい発展成長の原動力となり、その技術に対する評価を顕著に高めることになった製品・素材を表彰する賞で、電子レンジで「パスタの茹で」と「ソースの温め」が同時にできる「パキット」が受賞しました。パスタをパキットと割り入れ電子レンジでチン（加熱）するだけの手軽さは、永谷園の開発力・技術力の賜物です。



歌舞伎座に新緞帳「れいほう ひ かく霊峰飛鶴」を寄贈

2023年2月、永谷園ホールディングスは、歌舞伎座（東京都中央区）に、新劇場竣工10周年を記念し、緞帳「霊峰飛鶴」を寄贈しました。

日本の伝統芸能の殿堂である歌舞伎座への緞帳寄贈は1988年に始まり、今回の「霊峰飛鶴」は4回目となります。

永谷園は、創業の商品である「お茶づけ海苔」に歌舞伎の定式幕をモチーフとしたデザインを採用しているほか、お茶づけ商品の「東海道五拾三次カード」キャンペーン、大相撲の懸賞旗掲出など、日本の伝統文化の発展に寄与すべく、さまざまな活動を行っています。



生仕立てわらび餅“きなこととろり”がポップアップショップを出店

2023年2月、麦の穂は、生仕立てわらび餅の“きなこととろり”をもっと気軽にもっと手軽にお召し上がりいただけるよう、コレド室町テラス（東京都中央区）や飯田橋ラムラ（東京都千代田区）などで移動販売車を使用したポップアップショップを出店しました。

これまで京都や新橋・秋葉原・中野（東京都）といった常設店舗のみでしか味わうことのできなかった、こだわりの「深み焙煎きな粉」と「とろり」としたたり落ちるような「生仕立ての食感」の本格的なわらび餅を手軽に味わっていただくことができ、たくさんのお客様からご好評をいただきました。



◆ 新商品情報

永谷園 パキット ボロネーゼ・カルボナーラ・ペペロンチーノ

2023年
3月発売

- パスタを“パキッ”と折って入れ、電子レンジでチン（加熱）するだけで、パスタの茹でもソースの温めも同時にできる専用パウチに入った“パスタソース”です。
- “茹でたてのアルデンテ食感”が電子レンジ調理で実現できます。パスタの茹で汁を使ってソースを乳化させることにより、パスタとソースがよく絡む濃厚な味わいに仕上げています。
- 牛豚ミンチ、玉ねぎの具入りで、じっくり煮込んだ挽肉の旨味とチーズのコク深さが味わえる「ボロネーゼ」。ベーコンの具入りで、3種のチーズによりコクや酸味を効かせつつ、卵黄の濃厚な味わいが楽しめる「カルボナーラ」。ブラックオリーブの旨味とガーリックが香る、クセになる味わいの「ペペロンチーノ」の3種類を取り揃えています。



永谷園 鶏スープ

2023年
2月発売

- お湯を注ぐだけでできあがる“から揚げのお供”にぴったりなコクのある鶏スープです。
- 「鶏ベース」のスープで「鶏のから揚げ」との相性が抜群です。
- 生姜風味の味わいやホワイトペッパーがお口の中をさっぱりさせるので、脂っこいから揚げを最後までおいしく召し上がりいただけます。
- から揚げのおいしさを引き立てるため、具は乾燥ねぎのみでシンプルに仕上げました。



永谷園 ハーブ香るピクルスの素 3種のハーブ・スパイスカレー

2023年
2月発売

- お好みの野菜（100g）をスティック状にカットし、本品と一緒にポリ袋に入れて冷蔵庫で30分漬けるだけの粉末タイプのピクルスの素です。
- 粉末なので“軽い・べたつかない・漬けた後のお酢の処理も心配いらず”の使いやすさを実感いただけます。
- ハーブやスパイスが入った本格的な味わいで、食べやすいほのかな酸味に仕上げています。
- 「3種のハーブ」は、ローリエ・タイム・オレガノと2種類のお酢を使用。オレガノの具入りで、爽やかなハーブの香りをお楽しみいただけます。
- 「スパイスカレー」は、クミン・ターメリック・コリアンダーと2種類のお酢を使用。コリアンダーリーフの具入りで、華やかなスパイスの風味が感じられます。



藤原製麺 北海道二夜干しラーメンシリーズ

2022年
8月発売

- 北海道4大ラーメン（旭川・札幌・函館・釧路）のシリーズです。
- 麺は「生麺じっくり2日乾燥製法」で仕上げた『二夜干し麺』を使用しております。乾燥ラーメンなのに“まるで生麺！”のような食感で、ツルツルとしたのどごし、歯切れのよいコシが特徴です。
- 「旭川 醤油」は、旭川ラーメンらしい「動物系」と「魚介系」のダブルスープが特徴。ラードが効いた伝統の味です。
- 「札幌 味噌」は、札幌の濃厚な味噌ラーメン。野菜の甘みと、生姜のアクセントが効いた深みのある味わいです。
- 「函館 塩」は、透き通った透明感のあるスープが特徴。あっさりとしたキレのある味わいです。
- 「釧路 醤油」は、鰹を効かせた海鮮だしのスープが特徴。昔ながらのあっさりとした醤油味です。



株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝五丁目26番20号
一般社団法人日本建築学会 建築会館ホール

交通 JR田町駅 **西口** 徒歩3分
都営地下鉄浅草線三田駅 **A3出口** 徒歩3分

(お願い) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



日本建築学会
建築会館ホール



※ お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

- 株主総会へご出席予定の株主様は、当日までの健康状態にご留意いただき、体調不良の方におかれましては、株主総会へのご出席をお控えください。
- 運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- 今後の状況により本株主総会の運営に変更が生ずる場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際は事前にご確認ください。

<https://www.nagatanien-hd.co.jp/ir/>

